

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、多種多様な中小企業者が市内に点在しており、また、市内事業者の多くを占めるなど、地域経済と雇用を支える重要な担い手として、大きく貢献している。

本市における就業の状況について、令和2年国勢調査の結果によると、産業別就業者数は、第二次産業が31.2%（全国平均25.9%）第三次産業の割合が60.8%（全国平均67.3）、となっている。

なお、産業大分類別就業者数では、製造業の割合が最も高く、全体の23.9%を占めている。加えて、職業大分類別就業者数では、生産工程従事者の割合が19.7%と最も高く、労働生産性の向上による受益を受けやすい就業構造となっている。

また、本市では、中小事業者に対し融資制度を設け、経営の安定化や近代化の促進のために資金を融資することにより、中小企業者の育成振興を図るための支援を行っている。

平成29年4月には県内市町に先駆けて、中小企業及び小規模企業の振興に関する条例を制定し、中小企業者及び小規模事業者の経営改善や経営基盤の強化、創業の促進、人材の育成確保、事業の継承、資金調達の円滑化などを基本方針とし、総合的に推進している。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業の産業別就業者数の割合が高いが、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に規定する先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、景観や環境面への配慮のため、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市は、矢板地区、片岡地区、泉地区の3地区に分かれており、産業は全ての地区に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の促進、IT導入による業務の効率化など多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員の削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

市税の滞納がある場合は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。